

日本技術センター企業型年金規約

目 次

第 1 章	総 則	
第 2 章	運営管理業務及び資産管理業務	
第 3 章	加入者等	
第 4 章	事業主掛金及び加入者掛金の算定方法	
第 5 章	運用の方法の提示及び運用の指図	
第 6 章	給付の額及び支給方法	
	第 1 節	通則
	第 2 節	老齢給付金
	第 3 節	障害給付金
	第 4 節	死亡一時金
	第 5 節	脱退一時金
第 7 章	事業主に対する資産の返還	
第 8 章	手数料等の負担方法	
第 9 章	雑 則	
附 則		
別 紙	1	
別 紙	2	

第1章 総則

(目的)

第1条 この企業型年金規約(以下「規約」という。)は、確定拠出年金法(平成13年法律第8号。以下「法」という。)に基づき、事業主及び加入者が資金を拠出し、加入者個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって加入者及び加入者であった者の生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業主の名称及び住所)

第2条 本規約を適用する事業主の名称及び住所は、次のとおりとする。

名 称 株式会社日本技術センター

住 所 兵庫県姫路市東延末四丁目73番地

(実施事業所の名称及び所在地)

第3条 本規約を適用する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 株式会社日本技術センター

所在地 兵庫県姫路市東延末四丁目73番地

第2章 運営管理業務及び資産管理業務

(運営管理業務の委託)

第4条 事業主は、法第7条第1項の規定に基づき、第1号に掲げる確定拠出年金運営管理機関（以下この運営管理機関を「委託先運営管理機関」という。）に第2号に掲げる運営管理業務を委託する。

(1) 委託先運営管理機関の名称及び住所

名称 株式会社三井住友銀行

住所 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(2) 委託先運営管理機関が行う運営管理業務

ア 加入者及び運用指図者（以下「加入者等」という。）の氏名、住所、その給付に充てるべきものとして本規約において積み立てられている資産（以下「個人別管理資産」という。）の額その他の加入者等に関する事項の記録、保存

イ 加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の通知

ウ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関への通知

エ 加入者等が給付を受ける権利の裁定

オ 運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供

2 前項にかかわらず、事業主は、次の確定拠出年金運営管理機関（以下この運営管理機関を「共同受託運営管理機関」という。）に前項第2号ア、イ、ウ及びエに掲げる業務を委託先運営管理機関と共同受託させる。

名称 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目3番4号

3 前項に掲げる共同受託による業務の実施にあたり、委託先運営管理機関及び共同受託運営管理機関は連帯して責任を負うとともに、委託先運営管理機関は共同受託運営管理機関の選任監督責任を負うものとする。

4 委託先運営管理機関及び共同受託運営管理機関は、次の確定拠出年金運営管理機関（以下この運営管理機関を「再委託先運営管理機関」という。）に第1項第2号ア、ウ、エに掲げる業務及びイに掲げる業務の一部（コールセンター及びコンピュータシステムのデータ通信による通知）を再委託する。

名称 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

住所 東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkParkTower

5 第1項第2号イに掲げる業務のうち前項に基づく再委託先運営管理機関への再委託を行わない業務は、共同受託運営管理機関が行うものとする。

6 委託先運営管理機関は、共同受託運営管理機関に第1項第2号オに掲げる業務の一部（委託先運営管理機関が選定及び加入者等に提示する運用の方法に係る情報の提供）を再委託する。

(資産管理契約の締結)

第5条 事業主は、法第8条第1項の規定に基づき、給付に充てるべき積立金について、資産管理契約として、次に掲げる二者の資産管理機関と、当該資産管理機関の共同受託による確定拠出年金特定金銭信託契約を締結する。当該契約の実施にあたり、次に掲げる二者は連帯してその責任を負う。

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

住 所 東京都港区浜松町二丁目11番3号

第3章 加入者等

(加入者の範囲)

第6条 本規約の加入者は、実施事業所に使用される60歳未満の第1号等厚生年金被保険者(法第2条第6項に規定する第1号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)で、実施事業所の就業規則第4条に定める社員とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 法第13条の規定により、本規約の加入者となれない者
- (2) 就業規則(契約社員)第4条に定める社員
- (3) 就業規則(派遣社員)第4条に定める社員

(加入者の資格取得の時期)

第7条 前条に定める加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 実施事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、実施事業所となったとき。
- (3) 実施事業所に使用される者が、前条により定められている資格を取得したとき。

(加入者の資格喪失の時期)

第8条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日にさらに本規約以外の企業型年金の加入者となるに至ったとき、又は第6号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される実施事業所が、実施事業所でなくなったとき。
- (4) 第1号等厚生年金被保険者でなくなったとき。
- (5) 第6条に掲げる加入者の範囲に該当しなくなったとき。
- (6) 60歳に達したとき。

(資格の得喪に関する特例)

第9条 加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入者でなかったものとみなす。

(加入者期間)

第10条 加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 本規約の加入者の資格を喪失した後、再び本規約の加入者の資格を取得した者については、

本規約における前後の加入者期間を合算する。

(運用指図者)

第11条 本規約の運用指図者は、次に掲げる者とする。

(1) 60歳に達したことにより加入者の資格を喪失した者であって、個人別管理資産がある者

(2) 加入者であった者であって本規約の年金たる障害給付金の給付を受ける権利を有する者

2 運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に運用指図者の資格を取得する。

3 運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第3号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、運用指図者の資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 本規約の個人別管理資産がなくなったとき。

(3) 本規約の加入者となったとき。

4 第9条の規定は運用指図者の資格について、前条の規定は運用指図者である期間を計算する場合について準用する。この場合において、「加入者」とあるのは「運用指図者」と、「加入者期間」とあるのは「運用指図者期間」と読み替えるものとする。

(通知等)

第12条 事業主は、法第16条で定めるところにより、加入者等の氏名及び住所その他の事項を委託先運営管理機関に通知する。

2 加入者は、法第16条で定めるところにより、法第13条第1項の規定により選択した企業型年金その他の事項を事業主又は委託先運営管理機関に申し出る。

3 運用指図者は、法第17条で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を事業主又は委託先運営管理機関に申し出る。

第4章 事業主掛金及び加入者掛金の算定方法

(事業主掛金及び加入者掛金の拠出)

第13条 事業主は、第10条第1項に規定する加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月から翌年11月までの12月間(加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「拠出単位期間」という。)を単位として、拠出単位期間を月単位で12区分した期間(以下「拠出期間」という。)ごとに掛金(以下「事業主掛金」という。)を拠出する。

2 加入者は、第10条第1項に規定する加入者期間の計算の基礎となる期間につき、拠出期間ごとに企業型年金加入者掛金(以下「加入者掛金」という。)を拠出することができるものとし、加入者掛金の拠出を希望する加入者は、確定拠出年金規程第5条に定めるところにより、事業主に申し出るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する無給の期間については、事業主掛金の拠出を中断し、加入者掛金については拠出できないものとする。

(1)就業規則第62条第1項に定める休職期間(ただし、会社都合による休職の期間を除く。)

(2)育児・介護休業規程第6条に定める育児休業期間

(3)育児・介護休業規程第10条に定める介護休業期間

4 前項に定める事業主掛金の拠出を中断する期間は、月によるものとし、前項各号に該当する期間の開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までとする。

(事業主掛金及び加入者掛金の額の算定方法)

第14条 各加入者に係る事業主掛金の額は、当該加入者の基準給与に100分の100を乗じた額とする。ただし、当該加入者の事業主掛金の額が確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号。以下「令」という。)第11条第1号に定める額(以下「拠出限度額」という。)を超えるときは、拠出限度額とする。なお、事業主は、加入者等に対し、拠出限度額(拠出限度額が変更となった場合には、変更後のもの)を周知する。

2 前項の基準給与は、確定拠出年金規程第4条に定める拠出算定給とする。

3 各加入者に係る加入者掛金の額は、確定拠出年金規程第6条に定めるところにより自ら決定した額とする。ただし、事業主掛金の額を超えないものとし、かつ、事業主掛金の額との合計額が、拠出限度額を超えないものとする。

(加入者掛金の額の変更方法)

第14条の2 加入者は、年1回に限り(ただし、次の各号に掲げる場合は年1回に限らないものとする。)確定拠出年金規程第7条の規定に基づき事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を変更することができる。

- (1) 事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回ることとなる場合であって、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合。
 - (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が拠出限度額を超えないように加入者掛金の額を変更する場合。
 - (3) 本規約の加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、変更後の決定の方法による額に変更する場合。
 - (4) 加入者掛金の額を零に変更する場合。
- 2 事業主は、次の各号に掲げる場合は、加入者からの変更の指図を受けずに、加入者掛金の額を変更することができる。
- (1) 事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回るため、確定拠出年金規程第6条に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金を上回らない一番高い額とする場合。(ただし、加入者から前項第1号の変更の指図がない場合に限る。)
 - (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えるため、確定拠出年金規程第6条に定める加入者掛金の額のうち、当該合計額が拠出限度額を上回らない一番高い額とする場合。(ただし、加入者から前項第2号の変更の指図がない場合に限る。)
 - (3) 前項第3号の規定に基づき、加入者掛金の額の決定方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなり、事業主が変更後の決定の方法による額に変更する場合。(ただし、加入者から前項第3号の変更の指図がない場合に限る。)
 - (4) 加入者掛金を拠出できなくなることに伴い、加入者掛金の額を零に変更する場合。(ただし、加入者から前項第4号の変更の指図がない場合に限る。)
- 3 事業主は、前項各号の変更を加入者からの変更の指図を受けずに行った場合は、変更後、速やかに当該加入者に報告するものとする。

(事業主掛金及び加入者掛金の納付時期)

- 第15条 事業主は、各拠出期間の事業主掛金の額と加入者掛金の額を合算した額を、当該拠出期間の翌月の初日から末日までの日(以下「納付期限日」という。)に資産管理機関に納付する。
- 2 事業主は、前項の加入者掛金を納付期限日の属する月の給与から控除するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、事業主が加入者掛金を給与から控除できない場合は、加入者掛金を立替えて拠出し、加入者は立替えられた金額を拠出された月の末日までに事業主の定める方法により事業主へ払い込むものとする。
 - 4 事業主掛金及び加入者掛金は前納及び追納することはできない。

(納付期限日を延長できる場合等)

第15条の2 事業主が納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難である場合として、災害その他やむを得ない理由があると厚生労働大臣が定める場合は、当該事業主掛金に係る納付期限日については、当該理由のやんだ日から2月以内において厚生労働大臣が定める日まで延長することができるものとする。

2 加入者が納付期限日までに加入者掛金を納付することが困難である場合として、災害その他やむを得ない理由があると厚生労働大臣が定める場合は、当該加入者掛金に係る納付期限日については、当該理由のやんだ日から2月以内において厚生労働大臣が定める日まで延長することができるものとする。

3 前項の場合において、事業主は、前条第2項の規定にかかわらず、前項の加入者掛金を、加入者掛金を納付する日の属する月の給与から控除することができる。

4 事業主は、第1項の規定により事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知する。

5 事業主は、第2項の規定により加入者掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該加入者掛金を拠出する加入者に通知する。

(加入者掛金の源泉徴収)

第15条の3 事業主は、加入者掛金を給与から控除したときは、加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該加入者に通知するものとする。

第5章 運用の方法の提示及び運用の指図

(運用の方法の選定及び提示)

第16条 加入者等が選択することができる運用の方法は、次の各号に掲げる区分から委託先運営管理機関が選定した金融商品とする。

- (1) 令第15条第1項の表の1の項イ
- (2) 令第15条第1項の表の4の項イ
- (3) 令第15条第1項の表の3の項ヌ
- (4) 令第15条第1項の表の3の項ヲ

2 前項の規定に基づく運用の方法は、次の各号に掲げる基準を満たしているものでなければならない。

- (1) 加入者等にとって真に必要なものに厳選されていること
- (2) 運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないこと
- (3) 運用の方法の数は3以上35以下であること
- (4) 前項第3号及び第4号に該当する運用の方法の数は2以上であること

(指定運用方法の選定及び提示)

第16条の2 委託先運営管理機関は、法第23条の2の規定に基づき、前条第1項第1号に定める運用の方法から1の金融商品(以下「指定運用方法」という。)を選定し、加入者に提示するものとする。

2 指定運用方法の選定及び提示に当たっては、次のとおり行うものとする。

(1) 委託先運営管理機関は、加入者の集団の属性等を踏まえ、指定運用方法の候補となる運用の方法を事業主へ提示し、併せて、当該運用の方法に関する次のアからウに掲げる事項を説明する。

- ア リスク(価格変動の大きさ、実質価値の維持可能性等)
- イ 指定運用方法により見込まれる収益が損失との関係で合理的であること
- ウ 手数料・信託報酬その他これらに類する費用

(2) 労使は、前号の情報及び説明を元に、次のア及びイに掲げる事項を踏まえ、指定運用方法の候補となる運用の方法が指定運用方法として加入者の集団に適切か否かを協議する。

ア 主に加入者の集団に係る事項 加入者の集団の属性(年齢別構成、退職までの平均勤続年数等)、金融商品への理解度、企業型年金加入者のニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ等

イ 主に金融商品に係る事項(リスク・リターン特性) 期待収益率、価格の変動の大きさ、運用結果が拠出した掛金の合計額を上回る可能(確実)性、インフレリスクに対応し実質的に購買力を維持できる可能性、分散投資効果等

(3) 事業主は、前号の労使協議の結果を委託先運営管理機関に伝達する。

(4) 委託先運営管理機関は、第2号の労使協議の結果を尊重し、資産の運用に関する専門的な知見に基づき指定運用方法を選定する。

(運用の方法の除外)

第17条 委託先運営管理機関は、第16条第1項に規定する運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、労使で十分に議論及び検討された結果を踏まえ、除外する運用の方法を決定し、周知するとともに、委託先運営管理機関が定める基準日において、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。)の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。)第20条の2各号に掲げる事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

2 委託先運営管理機関は、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から3週間を経過してもなお除外運用方法指図者から書面又は電磁的方法による同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

3 委託先運営管理機関は、前項の規定により除外運用方法指図者(所在が明らかでない者を除く。)の3分の2以上の同意が得られた場合、除外運用方法指図者にその旨を通知し、委託先運営管理機関が示す日までに、第16条第1項各号に定める運用の方法へ運用の指図を変更するよう除外運用方法指図者に促すものとする。

4 委託先運営管理機関は、第1項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。

5 委託先運営管理機関は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならない。

(運用の方法に係る情報の提供)

第18条 加入者等は、第16条の規定により委託先運営管理機関が選定及び提示した運用の方法について、委託先運営管理機関から、それぞれを選定した理由の提供を受けるほか、共同受託運営管理機関から、次の各号に定める事項に関する情報の提供を受ける。

(1) 運用の方法の内容(次のアからウまでの事項を含む。)

ア 利益の見込み(利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨)及び損失の可能性に関する事項

イ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項

ウ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項

- (2) 運用の方法に係る過去 10 年間 (当該運用の方法の過去における取扱期間が 10 年間に満たない場合にあつては、当該期間) の利益又は損失の実績
 - (3) 加入者等個々の持分の計算方法
 - (4) 選択又は変更した場合に必要な手数料その他の費用及びその負担の方法
 - (5) 預金保険制度、農水産業協同組合貯金保険制度及び保険契約者保護機構の適用の有無
 - (6) 金融商品の販売等に関する法律 (平成 12 年法律第 101 号) 第 3 条第 1 項各号に規定する重要事項
 - (7) その他加入者等が運用の指図を行うために必要な情報
- 2 前項各号に掲げる情報のほか、加入者は、委託先運営管理機関から、第 16 条の 2 の規定による指定運用方法について、次の各号に掲げる事項に係る情報の提供を受ける。
- (1) 指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性
 - (2) 指定運用方法を選定した理由
 - (3) 第 19 条の 2 第 2 項の事項
 - (4) 前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
 - (5) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったとみなされた場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
 - (6) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図については、第 19 条第 1 項の規定により運用の指図の変更を行うことが可能である旨
 - (7) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったとみなされた場合において、その運用から生じる利益及び損失については、当該運用の指図を行ったものとみなされた加入者又は加入者であった者が責任を負う旨
 - (8) 第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定期間及び同条第 2 項に規定する猶予期間
 - (9) その他加入者が指定運用方法の内容を把握するために必要な情報

(運用の指図)

第 19 条 加入者等は、個人別管理資産について、次の各号の規定に基づき、再委託先運営管理機関の定める方法により運用の指図を行う。

- (1) 次のアからキに掲げる個人別管理資産は、加入者等が選択した運用の方法ごとに配分する割合を定め、再委託先運営管理機関に運用の指図を行う。なお、ア又はカに係る割合は、再委託先運営管理機関に加入者等の新たな指図が行われるまで、直前の割合を継続するものとする。

ア 事業主掛金及び加入者掛金

イ 本規約以外の企業型年金又は個人型年金から移換された資産

ウ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。) 附則第 3 条第 11 号に規定する存続厚生年金基金 (以下「存続厚生年金基金」という。) から移換された資

産

エ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）から移換された資産

オ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項に規定する退職金共済契約に基づく退職金共済（以下「退職金共済」という。）から移換された資産

カ 退職手当制度から移換された資産

キ 移換された脱退一時金相当額等（存続厚生年金基金又は確定給付企業年金の脱退一時金相当額、又は平成25年改正法附則第3条第13号に規定する存続連合会又は確定給付企業年金法第91条の2に規定する企業年金連合会（以下「存続連合会」という。）の規約で定める年金給付等積立金若しくは積立金を総称する。以下同じ。）

（2）現に運用の指図を行っている個人別管理資産について、運用の方法を変更するときは、変更する運用の方法及び変更に充てる数量又は割合と変更後の運用の方法を、再委託先運営管理機関に通知することにより行う。

（3）運用の指図が行われてない個人別管理資産（以下「未指図資産」という。）は、加入者等が、選択した運用の方法ごとに配分する割合を定め、再委託先運営管理機関に運用の指図を行う。

2 加入者等から前項第1号に掲げる運用の指図が行われなときは、未指図資産として管理するものとする。

3 年金支給開始月以後は、年金の支給期間及び支給額が異なる運用の方法への運用の指図を行うことができないものとする。

4 運用の指図は、原則として随時行うことができるものとする。

（指定運用方法による運用の指図）

第19条の2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して3月（以下「特定期間」という。）を経過してもなお再委託先運営管理機関が加入者から前条第1項第1号に定める運用の指図を受けなときは、再委託先運営管理機関は、同項の事項及び指定運用方法を当該加入者に通知する。

（1）第16条の2の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、加入者がある資格を取得したとき その後最初に事業主掛金の納付が行われた日

（2）加入者がある資格を取得している場合であって、第16条の2の規定により指定運用方法が提示されたとき その後最初に事業主掛金の納付が行われた日

2 前項の規定による通知を受けた加入者が特定期間を経過した日から2週間（以下「猶予期間」という。）を経過してもなお運用の指図を行わないときは、加入者は、指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法に次の各号に掲げる未指図資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

（1）猶予期間が終了する日までの未指図資産

(2) 猶予期間が終了する日後に納付又は移換される前条第2項に規定する未指図資産

(3) 猶予期間が終了する日後に発生する第20条第3項に規定する未指図資産

(運用の指図の特例)

第20条 運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合その他これに準ずる事由により加入者等が選択している運用の方法により運用できないときは、加入者等が他の運用の方法を選択するまでの間、事業主掛金、加入者掛金、本規約以外の企業型年金又は個人型年金から移換された資産、存続厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度から移換された資産、及び移換された脱退一時金相当額等は、未指図資産として管理するものとする。

2 加入者等の個人別管理資産から次の各号に掲げる額を充当するときは、事業主があらかじめ定めた運用の方法の順に当該運用の方法に係る資産から充当するものとする。

(1) 第13条に掲げる事業主掛金及び加入者掛金について生じた返戻額

(2) 第25条に掲げる国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえられた額

(3) 第52条第2項第1号に掲げる個人別管理手数料のうち、個人別管理資産から負担する額

(4) 第53条第2項第2号に掲げる手数料のうち、個人別管理資産から負担する額

(5) 第56条第1項に掲げる消費税のうち、第3号又は前号に掲げる手数料に係るもの

(6) 第56条第2項に掲げる特別法人税及び地方税

3 前項において、運用の方法に係る資産の売却の結果、前項各号に掲げる額を超える額があったときは、第19条第1項第1号の規定に基づく当該加入者等の事業主掛金に係る割合により運用を行うものとする。ただし、当該加入者等が事業主掛金に係る割合を定めていない場合は、未指図資産として管理するものとする。

(事業主の責務)

第21条 事業主は、加入者等に対し、加入者等が行う第19条第1項の運用の指図に資するため、加入者等がその資格を取得した時に、次に掲げるものに関する研修会の開催及び資料の提供を行うこととし、その他少なくとも1年に1回以上の研修会の開催及び資料の提供を行う等必要に応じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 確定拠出年金制度等の具体的な内容

ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ

イ 確定拠出年金制度の概要(次の から までに掲げる事項)

制度に加入できる者とその拠出限度額(加入者掛金の拠出限度額とその効果を含む。)

運用の方法の範囲、加入者等への運用の方法の提示の方法及び運用の方法の預替え機会の内容

運用の指図は加入者自身が自己の責任において行うこと

指定運用方法の概要及び指定運用方法により運用されたとしても、加入者自身の資産形成状況やライフプラン等に適した運用の方法が選択されているかどうかを確認し、自身に適さない運用の方法であれば他の運用の方法を選択すべきであること

給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金の別）の受取方法

加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法

拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容

事業主、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）存続連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の役割

事業主、連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容

（２）金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

ア その性格又は特徴

イ その種類

ウ 期待できるリターン

エ 考えられるリスク

オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

（３）資産の運用の基礎知識

ア 資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること）

イ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）等）

ウ リスクとリターンの関係

エ 長期運用の考え方とその効果

オ 分散投資の考え方とその効果

カ 年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと

（４）確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

ア 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性

イ 平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること

- ウ 老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてなお不足する費用（自身が確保しなければならない費用）の考え方
- エ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方
- オ 加入者等が運用の方法を容易に選択できるよう、運用リスクの度合いに応じた資産配分例の提示
- カ 離転職の際には、法第 83 条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第 80 条から第 82 条までの規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること

（個人別管理資産額の通知）

第 22 条 共同受託運営管理機関は、加入者等に対し、法第 27 条の規定に基づき、毎年 1 回 1 月末日を基準日として、基準日の翌月に当該加入者等に係る次の各号に定める事項の通知を行うこととする。

- （ 1 ）直前の基準日（以下「今期日」という。）における個人別管理資産の額
- （ 2 ）今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- （ 3 ）前回の通知において第 1 号の規定により今期日とされた日（以下「前期日」という。）における個人別管理資産の額
- （ 4 ）前期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- （ 5 ）前期日から今期日までに拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
- （ 6 ）過去に拠出された事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額
- （ 7 ）前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
- （ 8 ）前期日から今期日までの間に加入者等が個人別管理資産から負担した手数料その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
- （ 9 ）前期日から今期日までの間に存続厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他の移換に関する事項
- （ 10 ）施行規則第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号（他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに今期日における法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間（再委託先運営管理機関が行う記録関連業務に係る部分に限る。）
- （ 11 ）未指図資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における未指図資産の額並びに第 19 条第 1 項第 3 号の規定により運用の指図を行うことが可能である旨

- (1 2) 第 1 9 条の 2 第 2 項の事項及び指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた加入者又は加入者であった者がその運用から生じる利益及び損失について責任を負うものである旨
- (1 3) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、第 1 9 条第 1 項第 2 号の規定により運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る第 2 号に掲げる額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

第6章 給付の額及び支給方法

第1節 通則

(給付の種類)

第23条 本規約の給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 障害給付金
- (3) 死亡一時金
- (4) 脱退一時金

(裁定及び支給)

第24条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、再委託先運営管理機関が裁定する。

- 2 再委託先運営管理機関は、前項の規定により裁定をしたときは、資産管理機関が給付金の支給を行う上で必要となる事項(所得税の徴収税額の算定に必要な個人情報を含む。)を、資産管理機関に通知する。
- 3 資産管理機関は、前項の再委託先運営管理機関からの裁定の通知に基づいて、その請求をした受給権者に給付金を支給する。
- 4 資産管理機関が、受給権者に給付金を支給するときは、当該受給権者が指定した金融機関の受給権者本人の預貯金口座に振り込む方法による。

(受給権の保護)

第25条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りではない。

(年金給付の支給期間)

第26条 給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給期間は、年金給付の請求時に受給権者が選択した次の各号のいずれかとする。

- (1) 5年
- (2) 10年
- (3) 15年
- (4) 20年
- (5) 終身(ただし、保険の契約であって終身年金を支給することを約したものを選択した場合)

合に限る。また、保証期間10年又は20年とする。)

2 年金給付の支給は、給付を受ける権利が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該権利が消滅したときに終了する。

(年金給付の支給期月)

第27条 年金給付は、受給権者が選択した年間支給回数に応じて、次の各号に掲げる月の20日(20日が金融機関の休日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日)に、それぞれその前月分までを支給する。

- (1) 年間支給回数を1回として選択したとき 2月
- (2) 年間支給回数を2回として選択したとき 2月及び8月
- (3) 年間支給回数を4回として選択したとき 2月、5月、8月及び11月
- (4) 年間支給回数を6回として選択したとき 2月、4月、6月、8月、10月及び12月

(年金計画)

第28条 受給権者は、年金給付の裁定を請求するときに、その支給方法として、次の各号のいずれかによる方法又は次の各号の両方による方法のいずれかを申し出るものとする(以下この申出を「年金計画」という。)

(1) 裁定請求日の属する月の前月の末日以後における個人別管理資産額(年金の一部を一時金として支給するときは、当該一時金に充てられたものを除く。第2号においても同じ。)
受給権者の年齢、性別及び受給権者が申し出た年金給付の支給期間等により年金給付の額が定められる運用の方法(以下この方法を「年金商品」という。)に基づき、年金を支給する方法

(2) 前号以外の運用の方法にあっては、受給権者が申し出た年金給付の支給期間及び裁定請求日の属する月の前月の末日以後における個人別管理資産額に基づき算定した各年金給付年度の年金給付の額を支給する方法(以下この方法を「分割取崩型年金」という。)

2 前項の各年金給付年度の年金給付の額は、第29条第2項及び第3項に掲げる額を除き、裁定を請求した日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額(第33条第2項又は第37条第2項の規定に基づき個人別管理資産額の一部を一時金として支給するときは、当該一時金の額を除く。)の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。(保険の契約であって終身年金を支給することを約したものに基づく保険料の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。)

(年金給付の額)

第29条 各支給期月に支給する年金給付の額は、受給権者の年金計画に応じて、次の各号のいずれかに基づき算出された額又は次の各号に基づき算出された額の合計額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる年金商品に基づく年金給付については、給付裁定時に定められた年金給付の額。
 - (2) 前条第1項第2号に掲げる分割取崩型年金に基づく年金給付については、裁定請求時に支給方法として受給権者が申し出た各年金給付年度の年金給付の額及び当該支給期月における支給対象月数に基づき算定した年金給付の額。
- 2 年金支給開始月から起算して5年を経過した日以後の日に、受給権者が年金給付の支給を一時に受けることを申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額を支給する。ただし、前条第1項第1号に規定する支給方法のうち、支給期間が終身であるものは、この限りではない。
 - 3 裁定請求時に選択した年金支給期間の最後の月の末日において個人別管理資産額がある場合にあっては、第1項及び前項並びに第27条の規定にかかわらず、当該最後の月の翌月に、当該最後の月の末日における個人別管理資産額を一括して支給する。

(個人別管理資産額が過少となったことに伴う年金給付の額の変更)

- 第30条 年金支給開始月以後、個人別管理資産額が過少となったことにより(「過少となった」とは、支給を請求した時にあらかじめ想定していたその年における個人別管理資産の予想額と実際のその年における個人別管理資産の額を比べて、当該予想額の半分以下となった場合)給付の支給を支給予定期間にわたって受けることが困難となった場合には、受給権者の申し出により、年金支給期間の全期間にわたって給付の支給を受けることができるよう年金給付の額を変更できるものとする。
- 2 年金たる老齢給付金の場合、前項の変更は、年金の支給期間中、1回に限り行うことができるものとする。
 - 3 第1項の申出をした場合にあっては、申出をした日の属する月の翌月以後の各支給期月に支給する年金給付の額は、受給権者の申出に応じて、次の各号のいずれかに基づき算出された額又は次の各号に基づき算出された額の合計額とする。
 - (1) 第28条第1項第1号に掲げる年金商品に基づく年金給付については、申出時に定められた年金給付の額。
 - (2) 第28条第1項第2号に掲げる分割取崩型年金に基づく年金給付については、申出日の属する月の前月の末日以後における個人別管理資産額を基に、受給権者が申し出た各年金給付年度の年金給付の額及び当該支給期月における支給対象月数に基づき算定した年金給付の額。
 - 4 前項の各年金給付年度の年金給付の額は、第1項の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。(保険の契約であって終身年金を支給することを約したものにに基づく保険料の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。)

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第31条 加入者であった者であって、次の各号に掲げる者(個人別管理資産額がある者に限る。ただし、本規約の障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、再委託先運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。

- (1) 年齢60歳以上61歳未満の者 10年
- (2) 年齢61歳以上62歳未満の者 8年
- (3) 年齢62歳以上63歳未満の者 6年
- (4) 年齢63歳以上64歳未満の者 4年
- (5) 年齢64歳以上65歳未満の者 2年
- (6) 年齢65歳以上の者 1月

2 前項の規定の通算加入者等期間は、法第33条第2項に基づき、次の各号に掲げる期間(その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)を合算した期間をいう。

- (1) 企業型年金加入者期間(本規約以外の企業型年金の加入者期間を含む。)
- (2) 企業型年金運用指図者期間(本規約以外の企業型年金の運用指図者期間を含む。)
- (3) 個人型年金加入者期間
- (4) 個人型年金運用指図者期間

3 前項の通算加入者等期間を算定する場合において、同一の月が同時に2以上の前項各号の期間の算定の基礎となるときは、前項各号に掲げる期間のうち1の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

4 老齢給付金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を再委託先運営管理機関に提出することによって行うものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- (2) 老齢給付金の支給を希望する支払機関に関する事項(金融機関名及び口座番号等) 支給方法及び支給期間

5 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

6 老齢給付金の支給の請求(第1項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた再委託先運営管理機関が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。)を受けた再委託先運営管理機関は、次の各号に掲げる当該再委託先運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等(企業型記録関連運営管理機関等(企業型記録関連運営管理機関又は記録関連業務を行う事業主をいう。以下同じ。))又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。)又は連合会に対し、当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

(1) 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 施行規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる事項

(2) 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 施行規則第 2 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる事項

(70 歳到達時の支給)

第 3 2 条 加入者であった者(個人別管理資産の額がある者に限る。)が老齢給付金を請求することなく 70 歳に達したときは、その者に、再委託先運営管理機関の裁定に基づき、資産管理機関が老齢給付金を支給する。

(支給の方法)

第 3 3 条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、前項の規定にかかわらず、受給権者が給付の裁定請求と同時に個人別管理資産額の全部又は一部を一時金として支給することを再委託先運営管理機関に請求したときは、一時金として支給する。

3 老齢給付金の一部を一時金とする場合にあっては、その支給の請求は 1 回に限るものとする。

4 前条の規定に基づく老齢給付金は、第 1 項の規定にかかわらず、一時金たる老齢給付金の請求があったものとみなして、一時金として支給する。

(一時金給付の額)

第 3 4 条 一時金給付の額は、前条第 2 項の規定に応じて、次の各号のいずれかの額とする。

(1) 受給権者が個人別管理資産の全部を一時金として支給することを請求したときは、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日(裁定請求日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。ただし、3 月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3 月を経過した日とする。)の個人別管理資産額とする。

(2) 受給権者が個人別管理資産の一部を一時金として支給することを請求したときは、個人別管理資産額に係る運用の方法及び未指図資産ごとに、受給権者の指定した割合を乗じた部分に係るすべての資産の現金化が完了した日(裁定請求日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。ただし、3 月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3 月を経過した日とする。)の持分の額の合計額とする。

(失権)

第 3 5 条 老齢給付金を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき。

(2) 障害給付金の受給権者となったとき。

(3) 個人別管理資産の額がなくなったとき。

第3節 障害給付金

(支給要件)

第36条 加入者又は加入者であった者（個人別管理資産の額がある者に限る。以下この条及び第41条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、その者は、70歳に達する日の前日までに再委託先運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。

- (1) 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から70歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき。
- (2) 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この号において「基準傷病」という。）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であって、基準傷病に係る障害認定日から70歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前号の国民年金法第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が2以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）。

(支給の方法)

第37条 障害給付金は、年金として支給する。ただし、加入者又は加入者であった者が障害給付金の請求日において60歳未満の場合は、第28条第1項第1号に規定する支給方法を選択することはできない。

- 2 障害給付金は、前項の規定にかかわらず、受給権者が給付の裁定請求と同時に個人別管理資産額の全部又は一部を一時金として支給することを再委託先運営管理機関に請求したときは、一時金として支給する。
- 3 障害給付金の一部を一時金とする場合にあっては、その支給の請求は1回に限るものとする。

(一時金給付の額)

第38条 一時金給付の額は、前条第2項の規定に応じて、次の各号のいずれかの額とする。

- (1) 受給権者が個人別管理資産の全部を一時金として支給することを請求したときは、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。）の個人別管理資産額とする。

(2) 受給権者が個人別管理資産の一部を一時金として支給することを請求したときは、個人別管理資産額に係る運用の方法及び未指図資産ごとに、受給権者の指定した割合を乗じた部分に係るすべての資産の現金化が完了した日(裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間)に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。)の持分の額の合計額とする。

(一定期間ごとの年金計画の変更)

第39条 受給権者は、年金支給開始月から起算して5年を経過するごとに、年金の支給期間及び年金給付の額の変更を申し出ることができるものとする。ただし、60歳に達した日の属する月の翌月から選択した年金支給期間の最後の月までの期間が20年を超える年金支給期間(終身を除く。)を選択することはできない。

2 前項の申出をした場合にあっては、申出をした日の属する月の翌月以後の各支給期月に支給する年金給付の額は、受給権者の申出に応じて、次の各号のいずれかに基づき算出された額又は次の各号に基づき算出された額の合計額とする。

(1) 第28条第1項第1号に掲げる年金商品に基づく年金給付については、申出時に定められた年金給付の額。

(2) 第28条第1項第2号に掲げる分割取崩型年金に基づく年金給付については、受給権者が申し出た年金給付の支給期間及び申出日の属する月の前月の末日以後における個人別管理資産額を基に、受給権者が申し出た各年金給付年度の年金給付の額及び当該支給期月における支給対象月数に基づき算定した年金給付の額。

3 前項の各年金給付年度の年金給付の額は、第1項の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。(保険の契約であって終身年金を支給することを約したものにに基づく保険料の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。)

(失権)

第40条 障害給付金を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき。

(2) 個人別管理資産の額がなくなったとき。

第4節 死亡一時金

(支給要件)

第41条 死亡一時金は、加入者又は加入者であった者が死亡したときに、その者の遺族に再委託先運営管理機関の裁定に基づいて支給する。

(一時金給付の額)

第42条 死亡一時金の額は、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日(裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。)の個人別管理資産額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第43条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を共同受託運営管理機関に対して表示したときは、その表示したところによる。

(1) 配偶者

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第2号に該当しない者

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金はその人数によって等分して支給する。

4 死亡一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

5 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産の額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

6 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないとみなして、前項の規定を適用

する。

(給付の制限)

第44条 故意の犯罪行為により加入者又は加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。加入者又は加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第45条 脱退一時金は、本規約の加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。第49条において同じ。)が次の各号のいずれにも該当するときに、再委託先運営管理機関の裁定に基づいて支給する。

- (1) 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- (2) 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のアからウまでに掲げる額を合算した額からエ及びオに掲げる額を控除して得た額が15,000円以下であること。
 - ア 脱退一時金の支給を請求した日(以下この条において「請求日」という。)が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額
 - イ 本規約の加入者の資格を喪失した日までに事業主及び加入者が拠出することとなっていた事業主掛金及び加入者掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額
 - ウ 存続厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度の資産又は脱退一時金相当額等であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
 - エ 第50条の規定に基づき事業主に返還されることとなる額
 - オ 確定給付企業年金又は退職金共済へ移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額
- (3) 最後に本規約の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。

(請求手続)

第46条 前条の脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を再委託先運営管理機関に提出することによって行うものとする。

- (1) 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - (2) 脱退一時金の支給を希望する支払機関に関する事項(金融機関名及び口座番号等)
- 2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。
 - 3 前条の脱退一時金の支給の請求を受けた再委託先運営管理機関は、次の各号に掲げる当該再委託先運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。
 - (1) 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 施行規則第69条の2第4項第1号に掲げる事項

(2) 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関 施行規則第69条の2第4項第2号に掲げる事項

(一時金給付の額)

第47条 脱退一時金の額は、その支給を請求した者の企業型年金の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日(裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。)における当該企業型年金の個人別管理資産額とする。

(一時金の支給を受けたときの通算加入者等期間の計算)

第48条 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間(その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間(その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金運用指図者期間は、第31条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。

2 脱退一時金の請求をする者のうち、2以上の個人別管理資産を有する者については、前項の規定による通算加入者等期間に算入しない期間は、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間とする。

(個人別管理資産額の資格喪失後の移換期限)

第49条 本規約の加入者であった者が第46条の請求をした場合における第63条第1号の規定の適用については、同号中「6月以内」とあるのは、「6月以内(本規約の加入者であった者が第46条の請求をした日の属する月の初日から第24条の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。)」とする。

第7章 事業主に対する資産の返還

(事業主に対する資産の返還)

第50条 勤続3年未満の加入者が、次に掲げる事由により資格を喪失したとき(加入者が本規約の障害給付金の受給権を有する場合を除く。)は、当該加入者に係る個人別管理資産のうち、第51条の規定に基づき算定された額(以下「返還資産額」という。)を事業主に返還する。ただし、返還にかかる事務費がある場合は、事業主が負担する。

- (1) 就業規則第69条第1項に定める自己都合退職
- (2) 就業規則第96条に基づく懲戒解雇

(返還資産額の算定方法)

第51条 前条の返還資産額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 当該加入者の資産を返還する日における個人別管理資産額(存続厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済、退職手当制度、他の企業型年金若しくは個人型年金から資産を移換された者又は脱退一時金相当額等を移換された者、又は加入者掛金を拠出した者にあつては当該個人別管理資産額のうち事業主掛金を原資とする部分の額に限る。)
- (2) 当該加入者の本規約に係る事業主掛金の合計額

2 前項に定める、個人別管理資産額のうち事業主掛金を原資とする部分の額とは、事業主掛金分及び加入者掛金分の資産売却金額から手数料等を控除した額に、事業主掛金累計と加入者掛金累計の合計額に占める事業主掛金累計の割合を乗じた額とする。

3 前条の返還資産額の算定に係る勤続期間は、加入者が実施事業所に使用されるに至った日から資格を喪失した日の前日(資格を喪失した日が第8条第2号、第4号又は第5号に該当するに至った日である場合には、資格を喪失した日)までの期間とし、1か月未満の端数月が生じたときは、これを1か月に切り上げるものとする。

第8章 手数料等の負担方法

(運営管理業務に係る手数料の額及びその負担)

第52条 本規約の運営管理業務に係る手数料の額は、別紙1に定める計算方法により算出した額とする。

2 前項に係る手数料は、次に掲げる者が負担する。

(1) 別紙1に定める個人別管理手数料のうち、運用指図者に係るものについては、運用指図者が、個人別管理資産又は給付金のうちから全額を負担する。

(2) 前項に係る手数料のうち、前号に該当するものを除くすべての手数料については、事業主が事業主掛金とは別に全額を負担する。

3 委託先運営管理機関は、前項第1号において、個人別管理資産又は給付金の額が当該負担する額に満たない場合には、当該負担する額を事業主に請求することができるものとする。

(資産管理業務に係る手数料の額及びその負担)

第53条 本規約の資産管理業務に係る手数料の額は、別紙2に定める計算方法により算出した額とする。

2 前項に係る手数料は、次に掲げる者が負担する。

(1) 別紙2の(1)ア及び(3)に定める手数料については、事業主が事業主掛金とは別に全額を負担する。

(2) 別紙2の(1)イに定める手数料については、運用指図者が、個人別管理資産又は給付金のうちから全額を負担する。

(3) 別紙2の(1)ウに定める手数料については、給付を受ける者が、給付金のうちから全額を負担する。

3 資産管理機関が年金又は一時金の給付に充てる資金及び運用の方法に入金されるまでの掛金等の資金(以下併せて「待機資金」という。)を銀行勘定で運用する場合、待機資金を資産管理機関の銀行勘定にて運用した際に生じる収益から消費税相当額を控除した額は、前項第1号の一部又は全部として充当するものとする。

4 資産管理機関は、第2項第2号及び第3号において、個人別管理資産又は給付金の額が当該負担する額に満たない場合には、当該負担する額を事業主に請求することができるものとする。

(いわゆる投資教育に要する費用の額及びその負担)

第54条 法第22条に基づく措置(いわゆる投資教育)に要する費用の額は、研修会の開催及び資料の請求等による合計とする。

2 事業主は、前項に要する費用を全額負担する。

(運用の方法に関する費用の負担)

第55条 運用の指図に伴い、運用の方法に関する費用を要する場合は、加入者等の個人別管理資産からこれを充当するものとする。

(消費税、特別法人税等)

第56条 運営管理業務に係る手数料、資産管理業務に係る手数料、いわゆる投資教育に要する費用及び運用の方法に関する費用に係る消費税は、当該手数料又は費用の負担者がこれを負担する。

2 第5条に掲げる資産管理契約に課せられる特別法人税及び地方税は、個人別管理資産より充当する。

第9章 雑 則

(事業年度)

第57条 本規約の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(企業型年金加入者等原簿)

第58条 加入者及び加入者であった者(死亡一時金を受け取ることができる者を含む。)は、再委託先運営管理機関に対し、本規約に係る法第18条第1項に定める企業型年金加入者等原簿(以下「加入者等原簿」という。)の閲覧を請求し、又は加入者等原簿に記載された事項について照会することができる。

(本規約の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第59条 本規約の資産管理機関は、次の各号に掲げる者が本規約の加入者となった場合において、再委託先運営管理機関に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たときは、再委託先運営管理機関の指示に基づいて、当該加入者が加入していた企業型年金の資産管理機関又は連合会から、当該加入者に係る現金化された個人別管理資産の移換を受ける。

- (1) 本規約以外の企業型年金の加入者又は加入者であった者
- (2) 個人型年金の加入者又は個人型年金の運用指図者

2 本規約の資産管理機関は、前項第1号に掲げる者(当該企業型年金の老齢給付金又は障害給付金の受給権を有する者を除く。)が本規約の加入者となった場合であって、当該企業型年金の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお当該企業型年金に個人別管理資産があるときは、当該企業型年金の資産管理機関から、当該加入者に係る現金化された個人別管理資産の移換を受ける。

3 本規約の資産管理機関は、法第83条第1項の規定によりその個人別管理資産が連合会に移換された者(個人型年金に個人別管理資産がある場合に限り、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。)が、本規約の加入者となったときは、連合会から当該加入者に係る現金化された個人別管理資産の移換を受ける。

(他の企業型年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第60条 本規約の資産管理機関は、次の各号の規定に基づき、再委託先運営管理機関の指示に基づいて、当該各号に定める者(個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産から第50条に規定する返還資産額を控除した額(以下第61条、第62条及び第63条において同じ。)を、当該加入者となった企業型年金の資産管理機関に現金化のうえ移換する。

- (1) 本規約の加入者又は加入者であった者が他の企業型年金の加入者となり、本規約の個人別管理資産を当該他の企業型年金へ移換することを申し出たとき。
- (2) 本規約の加入者又は加入者であった者(本規約の老齢給付金又は障害給付金の受給権を

有する者を除く。)が他の企業型年金の加入者となり、本規約の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお本規約に個人別管理資産があるとき。

(確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第61条 本規約の加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本規約の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、再委託先運営管理機関を通じて、本規約の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 本規約の資産管理機関は、前項の規定による申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。)に当該申出をした者の個人別管理資産を現金化のうえ移換する。

3 前2項の規定により個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、通算加入者等期間の算定の基礎としないものとする。

(1) 企業型年金の企業型年金加入者期間(企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。)

(2) 個人型年金の個人型年金加入者期間(個人型年金の個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)

(3) 法第54条第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

(4) 法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

(5) 法第74条の2第2項の規定により法第73条において準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

(個人型年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換)

第62条 本規約の資産管理機関は、本規約の加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が、連合会に対しその個人別管理資産の移換の申出をした場合であって、当該移換の申出と同時に法第62条第1項若しくは法第64条第2項の規定による申出をしたとき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは、再委託先運営管理機関の指示に基づいて、当該申出をした者の個人別管理資産を現金化のうえ連合会に移換する。

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第63条 本規約の資産管理機関は、再委託先運営管理機関の指示に基づいて、次の各号に掲げる者(個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産を現金化のうえ連合会に移換する。

(1) 本規約の加入者であった者であって、その個人別管理資産が本規約の加入者の資格を喪

失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に前3条又は中小企業退職金共済法第31条の3の規定により移換されなかった者（本規約の運用指図者及び次号に掲げる者を除く。）

- (2) 本規約が終了した日において本規約の加入者等であった者であって、その個人別管理資産が本規約の終了した日が属する月の翌月から起算して6月以内に前3条又は中小企業退職金共済法第31条の3の規定により移換されなかった者

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第64条 事業主は、本規約の加入者が資格を喪失したときは、当該資格喪失者に対して、次の各号に掲げる事項等について、十分に説明するものとする。

- (1) 法第80条及び第82条の規定による他の企業型年金若しくは連合会への個人別管理資産の移換又は法第54条の4の規定による確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行う旨の申出は、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。

- (2) 前号の申出を行わない場合には、次のアからウのいずれかの取扱いがされること。

ア 法第80条第2項の規定により、本規約に個人別管理資産があり他の企業型年金の加入者の資格を取得している場合には、新たに資格を取得した企業型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。

イ 法第83条及び施行規則第65条の規定により、本規約に個人別管理資産があり個人型年金加入者等の資格を取得している場合には、個人型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。

ウ 法第83条の規定により、個人別管理資産が連合会に自動的に移換され、連合会移換者である間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。その際、当該期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があること。

- (3) 企業型年金加入者の資格を喪失した者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内であれば法第54条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、法第83条の規定により、個人別管理資産が連合会に自動的に移換されている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第74条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いである。企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。

- (4) 法第54条の4又は第54条の5の規定による企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換を行う場合にあつては、移換先の制度の制度設計上、

確定拠出年金に加入していた期間(勤続年数を含む。)が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。また、企業型年金の個人別管理資産に係る期間(当該個人別管理資産に存続厚生年金基金、確定給付企業年金、存続連合会又は連合会から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。)は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入する者であって、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

(脱退一時金相当額等の移換の申出手続)

第65条 本規約の加入者は、以下の各号に掲げる額を本規約の資産管理機関に移換することを、当該各号に掲げる者に対して申し出ることができる。

- (1) 存続厚生年金基金の脱退一時金相当額 存続厚生年金基金
- (2) 確定給付企業年金の脱退一時金相当額 確定給付企業年金の実施事業所の事業主又は企業年金基金
- (3) 存続連合会の規約で定める年金給付等積立金又は積立金 存続連合会

2 前項の移換の申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間に限り行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する脱退一時金相当額の移換 申出を行った者が加入していた存続厚生年金基金の加入員又は確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日
- (2) 前項第3号に規定する年金給付等積立金又は積立金の移換 本規約の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日

3 前項ただし書きの場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限り行うことができる。

(脱退一時金相当額等の移換)

第66条 本規約の資産管理機関は、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

2 前項の規定により移換を受けた脱退一時金相当額等は、脱退一時金相当額等の移換を申し出た者の個人別管理資産に充てるものとする。

3 第1項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合には、第10条の規定にかかわらず、当該脱退一時金相当額等を移換された加入者等が当該存続厚生年金基金の設立事業所若しくは当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち移換を受けた資産の額の算定の基礎となった期間又は解散した存続厚生年金基金の加入員であった期間若しくは終了した確定給付企業年金の加入者期間を、通算加入者等期間に算入するものとする。ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に

算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除く。

- 4 前項の規定にかかわらず、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により算入された法第73条の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指図者期間は、前項の通算加入者等期間に算入しないものとする。

（脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務）

- 第67条 事業主は、本規約の加入者の資格を取得した者が、本規約の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、移換申出期限、通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手續、手数料その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明するものとする。

（加入者等の個人情報の取扱）

- 第68条 事業主は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 委託先運営管理機関、共同受託運営管理機関及び再委託先運営管理機関は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りでない。

（規約の閲覧）

- 第69条 事業主は、法第4条第4項の規定に基づき、この規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第1号等厚生年金被保険者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

（規約の変更）

- 第70条 事業主は、法第5条第1項又は法第6条第1項の規定に基づき、本規約の変更をしようとするときは、実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、第1号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がな

いときは当該第1号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

2 前項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、前2項の規定は適用しない。

(1) 事業主の名称又は住所

(2) 実施事業所の名称又は所在地

(3) 確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所

(4) 資産管理機関の名称又は住所

(5) 法令の改正に伴う変更事項(事業主掛金及び加入者掛金の額に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。)

4 事業主は、本規約の変更について、管轄の地方厚生(支)局長の承認を受けたときは承認を受けた規約を、管轄の地方厚生(支)局長に届け出たときは届け出た規約を、実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者及び運用指図者(運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときに限る。)に周知しなければならない。

(規約の終了)

第71条 事業主は、本規約を終了しようとするときは、法第46条の規定に基づき、実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、第1号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第1号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

2 前項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 事業主は、本規約の終了について管轄の地方厚生(支)局長の承認を受けたときは、実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者及び運用指図者に周知しなければならない。

(法令の準用その他)

第72条 本規約に定めのないものについては、法令の定めるところによるものとする。

2 給付金の支給、個人別管理資産の移換その他に関して、本規約の定めのない事項については、運営管理機関又は資産管理機関の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 本規約は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(加入に係る経過措置)

第 2 条 本規約の施行日において、加入者の資格を有する者については、本則第 7 条の規定に関わらず、本規約の施行と同時に加入する。

(加入者掛金の開始に関する経過措置)

第 3 条 本規約の施行日における加入者が、加入者掛金の拠出を希望する場合は、本則第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、確定拠出年金規程附則第 2 条の規定に従い、令和 2 年 7 月（令和 2 年 8 月拠出）から、加入者掛金の拠出を開始することができるものとする。

(事業年度に関する経過措置)

第 4 条 本規約を施行する当初の事業年度は、本則第 57 条の規定にかかわらず、本規約の施行の日に始まり、令和 3 年 3 月 31 日に終わるものとする。

別紙 1

運営管理業務に係る手数料の額の計算方法

運営管理業務に係る手数料の額は、次の1～2に掲げる額を合算した額とする。

1 管理手数料（本規約の施行後に定期的に支払われる手数料）

個人別管理手数料（1年あたり）

加入者及び運用指図者、並びに当該加入者及び運用指図者以外に本規約に個人別管理資産がある者（以下「未移換者」という。）（以下加入者、運用指図者、及び未移換者を総称して「管理手数料対象者」という。）

管理手数料対象者1名あたり 2,400円

2 その他手数料

（1）加入者追加手数料

（本規約の施行日の属する月の翌月以後、新たな加入者に係る手数料）

加入者1名あたり 1,000円

（2）運用商品追加手数料

（本規約の施行日の属する月の翌月以後、新たな運用商品に係る手数料）

1運用商品あたり 20,000円

別紙 2

資産管理業務に係る手数料の額の計算方法

資産管理業務に係る手数料の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、(1)アに掲げる額は、当該金額を限度として(2)に掲げる額を控除するものとする。

(1) ア 加入者並びに加入者及び運用指図者以外に本規約に個人別管理資産がある者(以下「未移換者」という。)に係るもの

加入者及び未移換者 1名あたり 月額 100円

イ 運用指図者に係るもの

運用指図者 1名あたり 月額 100円

ウ 給付事務に係るもの

年金及び一時金の給付 1回につき 400円

(2) 第53条第3項に定める額

(3) (1)ア、イ及び(2)に掲げる額の合計額が、12万円を365日で除して得た金額に信託報酬請求期間における経過日数を乗じて得た額(以下「最低報酬額」という)を下回る場合、最低報酬額との差額